

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

移 送 申 立 書

令和6年9月26日

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

被告 宮部龍彦

第1 申立ての趣旨

頭書事件について、横浜地方裁判所相模原支部に移送する。

との裁判を求める。

第2 申立ての理由

- 1 訴えは、突然訴えられることとなる被告の応訴の負担を考慮して、原則被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する(民事訴訟法4条1項)。そして被告の普通裁判籍は住所地にある(同条2項)ところ、被告の現在の住所は、神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1番23である。
- 2 さらに、不法行為に関する訴えは不法行為があった地を管轄する裁判所に提起するのが原則である(民事訴訟法5条9号)。そして、原告が言うところの人格権侵害等にあたるという情報を配信しているサーバーは、現在被告の住所に設置されている。
- 3 以上のことから、横浜地方裁判所相模原支部に訴えを提起するのが原則である。
- 4 また、原告には訴訟代理人である弁護士がいるのに対し、被告はいわゆる本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上である。
さらに、原告は神奈川県から埼玉県まで自らの出捐で交通費と移動の時間を

負担する上、仕事も休む必要があり、応訴の煩雑さと労力が求められる。その負担は、本件訴訟物の価額や重要性に比して過度なものである。

この点、民事訴訟法 17 条にいう訴訟の著しい遅滞を避け又は当事者間の衡平を図る必要がある。

- 5 そして、原告は、訴訟に精通した訴訟代理人を有していることから、原告自ら仕事等を休んで出頭する必要はなく、横浜地方裁判所相模原支部における訴訟追行に支障があるとは、到底認められない。

原告が提出した当事者目録によれば、訴訟代理人弁護士の本山志都の事務所は東京都江東区にあることから、被告がさいたま地方裁判所に出頭するよりも、訴訟代理人弁護士が横浜地方裁判所相模原支部に出頭することの方が、はるかに負担が少ない。

- 6 また、その訴訟代理人の出頭についても事件の審理に際して、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（民事訴訟法 87 条の 2）によって、口頭弁論期日における手続を行うこともできる。

仮に、当事者尋問又は証人尋問が必要となる場合であっても、映像等の送受信による通話の方法による尋問（同法 204 条）等を行うことが可能であるから、事件を横浜地方裁判所相模原支部で審理する場合の原告の負担が大きなものとは認められない。

- 7 また、御庁にとって顕著な事実として、これまで 3 回にわたる口頭弁論の全てにおいて、原告側の関係者が多数（100 人以上）傍聴のために訪れ、毎回傍聴券が配布されている。そのため、個人である被告側や一般の傍聴人が傍聴しづらい状況が続いており、このこと自体が既に均衡を欠いている。また、原告側がそれだけの傍聴人を「動員」する資金と能力があれば、原告らは横浜地方

裁判所相模原支部まで出頭する費用と時間を捻出することはたやすいはずである。それだけでなく、原告らは同様の裁判で裁判所までの交通費を熊谷市の補助金で賄っていた事実がある(乙 20)。

- 8 よって裁判の当事者間の衡平を図るために、被告は、民事訴訟法 17 条に基づき、原告の被告に対する訴えを横浜地方裁判所相模原支部へ移送することを求める。

以上